

令和8年度ジョブカフェいわて管理運営等業務 企画提案審査要領

この企画提案審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度ジョブカフェいわて管理運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「令和8年度ジョブカフェいわて管理運営等業務企画提案審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）から提出された「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）及び参加者によるプレゼンテーションについて、別途定める審査基準に基づき審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 委員会の開催日時及び場所

委員会の開催日及び場所は下記のとおりとする。集合時間等は、別途参加者に通知する。

【予定】 開催日：令和8年3月17日（火）

場 所：盛岡地区合同庁舎8階 講堂A

3 審査項目及び配点

配点は200点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点	
1 全般	<ul style="list-style-type: none">・ 業務の趣旨を理解するとともに、現状と課題を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるか。・ 実現可能性のある提案内容となっているか。	20	
2 企画提案内容	(1) ジョブカフェいわて管理運営業務		
	ア ジョブカフェいわての管理運営	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者に対する利便性は確保されているか。・ 情報管理は効率的であり適正な管理が可能なものか。	20
	イ キャリアカウンセリング	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者をより効果的に就職決定に導くための効果が期待できるか。	20
	ウ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容は具体性があり、関係機関との連携の上、利用者をより効果的に就職決定に導くための効果が期待できるか。	20
	エ その他事業の企画実施	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容は具体性があり、事業実施による効果が期待できるか。	10
	オ 目標達成及び評価	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務の成果目標を達成可能な提案内容であるか。・ 評価及び検証の取組は具体性があり、効果が期待できるか。	10

(2) ミドル世代等就職支援事業業務			
ア e-ラーニング講座	<ul style="list-style-type: none"> 講座は利用者が資格取得やスキル取得につながる内容となっているか。 情報管理は効率的であり、適性な管理が可能か。 		20
イ 企業向けセミナー	<ul style="list-style-type: none"> 企業のみドル世代に対する理解を促し、関心を高める内容になっているか。 企業の採用活動に対し、課題解決や今後の活動において効果的な内容になっているか。 		20
ウ 県内企業とのマッチング支援	<ul style="list-style-type: none"> ミドル世代が居住・就業場所等に関わらず支援を受けられる内容になっているか。 e-ラーニング講座や企業向けセミナーと連動した内容になっているか。 		20
エ 目標達成及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の成果目標を達成可能な提案内容であるか。 評価及び検証の仕組みは具体性があり、効果が期待できるか。 		10
3 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を確実に履行可能な組織体制を構築できるか。 業務を行うことができる人員構成、配置であるか。 他事業との緊密な連携が可能であるか。 本業務に類する業務の実績は良好であるか。 		20
4 費用積算内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 積算単価や数量は妥当なものであるか。 提案内容との整合性はあるか。 		10
合 計			200

4 審査方法及び県への報告方法

- 委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、参加者ごとに合計した総得点により総合順位を決定する。
なお、総得点が同点の場合には、各委員から高い順位の評価を多く得た者を上位者とし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- 委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、参加者が1者のみであった場合も、委員会において審査を実施し、委員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を県に報告するものとする。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない[中位点]	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0